

意見書案第 3 号

雇用対策の充実・強化とセーフティネットの拡充について

別紙のとおり意見書案を提出する。

平成 21 年 3 月 23 日提出

議会運営委員会

委員長 鎌 田 誠

雇用対策の充実・強化とセーフティネットの拡充を求める意見書

日本経済が極めて厳しい中であって、北海道経産局経済概況の総括判断は「後退している」とし、すべての項目において低調、弱い、抑制などの評価が並んでいる。特に、雇用動向は「厳しい」と評されており、全国の有効求人倍率0.75倍に比して北海道は0.43倍（11月調査）となっている。出口の見えない景気低迷がさらに雇用の縮小・雇用不安を呼び、消費の冷え込みを生むという悪循環の様相を呈している。

雇用の維持・安定は、経済社会の健全な発展に不可欠であり、国は雇用対策を充実するとともに生活不安を解消するようセーフティネットを拡充整備することが必要である。

よって、国民の雇用と生活の安定、安心・安全な社会の構築のため、次の事項を実現するよう求める。

記

1 雇用対策の充実・強化

- (1) 安心・安全な食料生産と環境保全を展望するとともに、農漁業や食品関連産業育成に力点を置いた政策の展開を通じて雇用創出を図ること。
- (2) 間伐などの森林整備への支援、木質バイオマスの活用を促進する技術開発や事業化支援、雪氷、ヒートポンプなど自然エネルギーを活用した自然循環型農業の推進、太陽光発電など新エネルギーの導入と事業展開により、環境保全と産業振興、雇用の創出を図ること。
- (3) 「ふるさと雇用再生特別交付金」「緊急雇用創出事業交付金」の用途については、地域ニーズや創意工夫が図られ弾力運用が可能となるよう条件を緩和するとともに、交付金は地方自治体に直接交付すること。
- (4) 離転職者のための職業教育・能力開発の機会を拡充するため、ポリテクセンターや高等技術専門校、認定職業訓練校、専修学校、各種学校などとの連携が図られる仕組みをつくること。

2 セーフティネットの拡充

- (1) 法に反する「雇止め」や「解雇」「非正規切り」、「時間外手当不払い」に対する緊急措置並びに罰則規定の強化、「有給休暇の取得促進」などに向け関係法令を改正するとともに監督指導を強化すること。
- (2) 特定受給資格者の基本手当の所定給付日数を延長すること。
- (3) 季節労働者の通年雇用化の促進と、冬期間の就労・生活支援拡充に向け、①雇用保険の特例一時金を60日分にすること。②通年雇用促進事業について「地域協議会」が主体的に事業を決定・実行できるよう委託条件の大幅見直しを行うこと。③自治体における季節労働者対策の冬期事業拡充のために、特別交付税など財政措置を講ず

- ること。
- (4) 雇用保険の受給要件を満たさない労働者についても、一定水準の生活を保障し職業訓練を受講できるよう生活保障給付制度を創設すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成 21 年 3 月 日

岩見沢市議会

提 出 先

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
財 務 大 臣
厚生労働大臣
総 務 大 臣
経済産業大臣